## 商品概要説明書

## 普通貯金

(令和7年11月15日現在)

商品名	• 普通貯金		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・期間の定めに	はありません。	
預入方法   (1) 類 7 寸 対	原名は3百)ナオル	1 本も十十	
(1)預入方法 (2)預入金額	・随時預け入れできます。   ・1円以上		
(3)預入単位	- 1 円 単位 - 1 円 単位		
払戻方法	・随時払い戻しできます。		
利息			
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。		
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。   ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 目		
(3) 司昇刀伝	する日割計算		
(4)税 金		さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、	
	法人のお客さ	さまは総合課税となります。	
( - ) A - ( ) [ + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +		12月31日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手		D金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せくだ	
方法	さい。	カードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融	
<u></u>		これによる頂人・仏庆寺の房にヨースねよのオンプイン佐房金融	
		ナービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。	
	順スウィング (普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替) 1回ごとに 55円		
	(うち消費税 5 円)		
	・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場		
	合には、未利	刊用口座管理手数料をいただきます。	
	なお、詳しく	くは、貯金規定に記載のとおりです。	
付加できる特約事項		さまは総合口座による当座貸越ができます。	
		さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)	
	の取扱いがて	ごさまり。 カードによりATM等で入出金ができます。	
		カードはデビットカードとしてもご利用になれます。	
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金 利息型(決済用)へ切替えることができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明		
		忍いただくサービス)がご利用になれます。	
貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合		
		,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま	
		しては、当JA本支店または金融共済部(電話:025-270-	
		2260)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等	
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の	
		解決を図ります。	
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、	
		苦情等を受け付けております。	
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関	
		を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所	
		にお申し出ください。	
		新潟県弁護士会 (電話:025-222-5533) そのほか、	
		東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東	

	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
	会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
	管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日ま
事項	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させてい
	ただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A新潟市